

法施行 3 年後見直しの考え方

附則

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年（※）を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（※） 2024年 2 月

法執行の強化

- 法令違反の事案については、積極的に勧告等の行政措置を実施。
 - ※ 2024年 8 月 2 日、アマゾン（手数料決定主体未開示）、Apple（日本語訳規約の開示状況）に対して初の勧告を実施。
 - ※ 2024年11月25日、経産省から、公正取引委員会に対し、透明化法に基づき、アマゾンによる出品者への出品価格設定の不当な制限に係る措置請求を実施。現在、公正取引委員会が、アマゾンに対する調査を実施中。

省令・告示の改正検討

- 大臣評価等で指摘した事項のうち、プラットフォーム側の改善が見られず、利用事業者にも影響の大きい事項などについては、省令・告示の改正を検討。

対象事業者の追加指定の検討

- グローバルマーケット等の変化に対応し、透明化法における追加指定を検討。

アプリストア分野のスマートフォン特定ソフトウェア競争促進法への移管予定

- 2025年12月までのスマートフォン特定ソフトウェア競争促進法の本格施行に伴い、アプリストア分野を透明化法より移管予定。透明化法の趣旨及びこれまでの取組みを踏まえた形で同法の下位法令が設計されるよう、公取委と緊密に連携。

※ 毎年度のモニタリング会合における議論、各種調査結果等を踏まえ、法令改正の要否について継続的に検討